



自動車税・軽自動車税

忘れずに納めましょう！

北海道及び札幌市のホームページの情報を基に作成。

自動車税

4月1日現在で自動車（排気量が660cc超の車）を持っている人は、自動車税種別割を納める必要があります。税額は、排気量等によって決まります。

納期限：2024年5月31日（金） ※納税通知書は、5月上旬に発送されます。

納付方法：以下の①～④の支払方法があります。

① キャッシュレス納税

インターネット上の① [地方税お支払いサイト](#) 若しくは② [北海道自動車税の納付サイト](#) から、パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用して納税手続きができます。



1



2

② スマホアプリ

スマートフォン・タブレット端末から、決済アプリを利用して、納税通知書に印字されたバーコードまたはQRコードを読み込むことで納税手続きができます。

③ 現金で納める

自動車税種別割は次の場所でも納付することができます。

◆金融機関、ゆうちょ銀行、道税事務所等の窓口 ◆コンビニエンスストア

④ 口座振替納税※

※新規申込の場合は、**翌年度**から利用が可能です。希望する場合、[所管区域の総合振興局等の請求フォーム](#)から申込書を請求してください。



相談窓口： 課税、住所変更、減免に関すること **011-746-1190**
口座振替に関すること **011-746-1247**

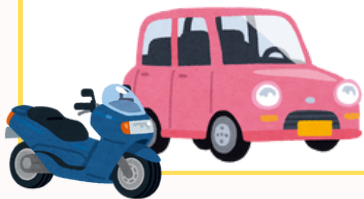


軽自動車税

4月1日現在で軽自動車等★を持っている人は、軽自動車税を納める必要があります。税額は、排気量等によって決まります。

軽自動車税の納期限、納付方法及び相談窓口は**市区町村によって異なります**。詳細についてはお住まいの役所にお問い合わせください。

★軽自動車等：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車



相談窓口で電話する際に**通訳が必要な時**、**北海道外国人相談センター**に連絡してください。

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ミャンマー語 など※

※上記以外の言語は電話通訳を利用して対応します。



納税通知書は、毎年4月1日現在の自動車検査証（車検証）に記載の住所に送付されます。

住所や氏名を変更したときは、運輸支局等で車検証の記載事項を変更する手続きが必要です。

